

湯沢市議会基本条例の 検証結果を報告します

湯沢市議会基本条例は、「市民福祉の向上と市の健全な発展」の実現を目指し、市民の皆さまの広範な意見を把握し、政策へと反映して多様化する市政の諸課題の解決を図るほか、議会が果たすべき、監視・調査・政策立案といった機能を最大限に発揮するなど、さまざまな使命を果たしていくため、議会及び議員の活動原則、市長などとの関係、議会運営の原則などを明確にし、自主的・自立的な議会運営の実現のための基本的事項を規定したもので、平成25年4月1日に施行されました。

条例施行後も、市行政や議会を取り巻くさまざまな動きに対応するため、議会公聴活動の充実を図るとともに、議会改革及び政策立案等協議の活性を推進するため、意見交換会の開催、広報公聴委員会及び議会改革推進会議を設置するなど、条例見直しを行っています。

この条例は第23条第1項で、「議会は、2年ごとにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会で検討しなければならない。」と規定していることから、これまでの議会運営について検証を行いましたので、その結果を報告します。

基本条例の検証は、① 検証実施要領の策定、② 検証表、③ 検証スケジュールなどについて協議し、次のとおりとしました。

- 検証体制**：議会運営委員会委員、議長、副議長
- 検証方法**：全23条の条項について1条、1項ずつ検証して、成果、課題の抽出を行い、その結果をA～Dの4段階で評価しました。また、検証や評価が困難な条項は検証対象外としました。
- 検証結果**：

【評価の段階と件数】 (全43項目)	A：十分できている・・・【30項目】
	B：概ねできている・・・【13項目】
	C：不十分である・・・【0項目】
	D：できていない・・・【0項目】

市ホームページ

「湯沢市議会基本条例検証結果報告書」
すべての検証結果を掲載していますので、ご覧ください。



湯沢市基本条例【達成状況検証表】

今回の検証では、全ての項目において評価がA、Bのみとなり、これまでの検証結果に基づく取組の成果が表れた結果となりました。

評価がA、Bである項目についても、CやDと評価した議員の個別意見に留意し、今後の議会活動の更なる充実・強化を推進していきます。

このたびの検証作業では、全議員が条文・項ごとに検証を行い、評価等について意見交換を行って決定しました。

また、検証等を行う過程において、議員個々の意見を大切にしながら協議を重ねました。これは、議会基本条例の認識を深め、議会運営の課題を把握する意味において大きな意義がありました。

議会基本条例は本議会における最高規範と定義しており、今回の検証で得た課題を全議員が共有し、さらに市民に身近で信頼される議会となるために議会として一体となって改善に取り組んでいくことの重要性を強く認識するものとなりました。



兼子正寛議会運営委員会委員長が議長に報告書を提出しました